

【重要】当協会における受検申請時期に応じた申請受付可否について

外国人技能実習機構（以下、「機構」という。）の受検手続支援サイトを通じて、外国人技能実習生の受検者情報が当協会に取り次ぎされますが、2017年に現行ルール（基礎級；6か月前迄 随時級；12か月前迄）が機構より示されてから2年以上経過しているにもかかわらず、**未だにそのルールを守っていただけていない案件が数多く取り次ぎされてくる**ために、ルールを守っている監理団体様との公平性が保てない、また、計画的に日程をスケジュールリングすることができないという状況に陥っております。これまで当協会からも再三再四、注意喚起をしてまいりましたが、改善がみられないケースが多いため、苦渋の決断ではありますが、本来のルールに沿っていただくために、**段階的に制限を設け、そのルールから逸脱している案件については当協会では申請を受け付けしないこと**といたします。（「制限スケジュール」参照）

近隣都県と比べ当県での受検者数が急増していることから、これまで以上に公平かつ計画的に試験を行うことが重要と考えております。ルールを逸脱した時期の案件については今後一切申請を受け付けいたしませんので、機構サイトへの受検申請時期につきましては十分にご注意ください。

制限スケジュール

外国人技能実習機構の受検申請支援サイトへ受検者情報を登録し、

ステータスが『承認済み』となった日を申請日とします。

※承認済みとなるには「個人情報の取り扱いに係る同意書」も必要です。

受検級 申請日	基礎級	随時級
～2020年3月31日	1号修了の 4か月前までの申請	2・3号修了の 10か月前までの申請
2020年4月1日～ 【本来のルールを適用】	1号修了の 6か月前までの申請	2・3号修了の 12か月前までの申請

扱い) 技能検定課 外国人検定担当 (TEL 048-827-0075)